

# ○ 茨城県警察シンボルマーク及びシンボลมスコットに関する訓令

平成10年10月1日  
本部訓令第9号

〔沿革〕平成25年3月本部訓令第4号改正

茨城県警察シンボルマーク及びシンボลมスコットに関する訓令を次のように定める。  
茨城県警察シンボルマーク及びシンボลมスコットに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県警察のシンボルマーク及びシンボลมスコット(以下「シンボルマーク等」という。)を定めることにより、県民に親しまれ、信頼される茨城県警察の運営に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別図第1のとおりとする。

(シンボลมスコット)

第3条 シンボลมスコットは、別図第2のとおりとする。  
2 シンボลมスコットの愛称は、「ひばりくん」とする。

(使用)

第4条 シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(管理)

第5条 シンボルマーク等の管理に関する事務は、警務部県民安心センターにおいて行う。

附 則

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日本部訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別図第1



別図第2

